

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由： 平成19年度の税制改正により，源泉所得税関係について改正が行なわれたこと等に伴う改正である。（別表1の改正）

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p><u>別表1</u>（別紙参照） 別表2及び別表3 [省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は，平成19年9月3日から施行し，平成19年7月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p><u>別表1</u>（別紙参照） 別表2及び別表3 [省略]</p>

改 正

別表 1

諸謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	摘 要	備 考
1	経営協議会委員謝金	回	20,000	経営協議会委員のみ	報酬
2	会議出席謝金	回	10,000	協力者会議等	1回あたり2時間を標準 月額表(乙)
3	特別講演謝金	回	50,000	著名人による記念講演の性格を有するもの	1回あたり2時間を標準 報酬
4	一般講演謝金	回	30,000		1回あたり2時間を標準、本学教職員への適用の場合は原則半額 報酬
5	指導講師謝金①	時間	7,000	講義・実技指導(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額 報酬
6	指導講師謝金②	時間	5,000	研究集会等における指導・助言(専門的知識の提供)	本学教職員への適用の場合は原則半額 報酬
7	労務謝金①	時間	1,200	専門的知識・技術等を必要とする高度な事務補佐	月額表(乙)
8	労務謝金②	時間	1,000	一般的な事務補助	月額表(乙)
9	労務謝金③	時間	900	会場設営等の軽作業	月額表(乙)
10	カウンセラー謝金	時間	3,500		月額表(乙)
11	医師等謝金①	回(半日)	25,000	医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	1日の場合は原則倍額以内、本学教職員への適用の場合は原則半額 源泉徴収必要なし(健康診断)
12	医師等謝金②	回(半日)	10,000	臨床検査技師	1日の場合は原則倍額以内、本学教職員への適用の場合は原則半額 月額表(乙)
13	医師等謝金③	回(半日)	5,000	看護師・保健師等	1日の場合は原則倍額以内、本学教職員への適用の場合は原則半額 月額表(乙)
14	原稿謝金(日本語)	枚	1,500	400字	報酬
15	原稿謝金(外国語)	枚	3,000	300語	報酬
16	原稿校閲謝金(日本語)	枚	800	400字	報酬
17	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,100	300語	報酬
18	表彰状揮毫謝金	枚	1,000	名誉教授・永年勤続(名前・日付等)	月額表(乙)
19	卒業証書揮毫謝金	枚	300	学位記を含む	月額表(乙)
20	立看板等揮毫謝金①	枚	2,000	2,100×690mm程度	月額表(乙)
21	立看板等揮毫謝金②	枚	3,000	3,000×700mm程度	月額表(乙)
22	立看板等揮毫謝金③	枚	4,000	4,000×1,000mm程度	月額表(乙)
23	同時通訳謝金①	日	56,000	英語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
24	同時通訳謝金②	日	63,000	英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
25	逐次通訳謝金①	時間	5,800	英語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
26	逐次通訳謝金②	時間	5,800	英語以外の外国語	学生依頼はチューター等謝金に準ずる 報酬
27	翻訳謝金①	枚	3,200	和文英訳(和文400字)	報酬
28	翻訳謝金②	枚	2,200	英文和訳(英文300語)	報酬
29	チューター等謝金	時間	1,000		月額表(乙)
30	現場実習等委託謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない
31	ホームステイ協力謝金			※別表2による	報酬ではあるが「家賃相当」とみなし、所得税は徴収しない
32	教育実習協力校謝金			※別表3による	個人への支払でないため、所得税は徴収しない

◎本学における謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は、標準的な額(上限)を示したものであるが、執行にあたっては、予算額、事業内容を勘案し、必要に応じて調整することは可能である。

◎本表により難しい場合は、事前に財務部長と協議のうえ定めるものとする。また、受託事業等で本表により難しい場合も、交付決定時に財務部長と協議のうえ定めるものとする。

◎源泉徴収等について

※非居住者(外国に居住している者)への日本国内での人的役務の提供 20%の所得税

※報酬(講演謝金又は指導講師謝金)の用務に併せてそれに係る旅費(旅行命令伺書等による)を支出する場合、報酬の一部として10%の所得税の対象となるので、諸謝金にかかる伺書、旅行命令伺書等のそれぞれ上部余白に「旅費あり」、「謝金あり」と朱書きで明記すること。

現 行

別表 1

諸謝金基準単価表

No	区 分	単 位	単価(円)	備 考	税額表区分	備考
1	会議出席謝金	回	10,000	協力者会議等	日(乙)・月(乙)	1回あたり2時間を標準
2	特別講演謝金	回	50,000	著名人による記念講演的性格を有するもの	報酬	1回あたり2時間を標準
3	一般講演謝金	回	30,000		〃	1回あたり2時間を標準
4	指導講師謝金①	時間	7,000	講義・実技指導	〃	
5	指導講師謝金②	時間	5,000	研究集会等における指導・助言	〃	
6	労務謝金①	時間	1,000	事務補助	日(乙)他に所得がある場合、日(丙)2ヶ月以内、月(乙)3ヶ月以上	
7	労務謝金②	時間	900	会場整理等単純労務	〃	
8	カウンセラー謝金	時間	3,500		月(乙)	
9	医師等謝金①	回(半日)	25,000	医師(内診・ツベルクリン反応等検査)・歯科医師	源泉徴収必要なし(健康診断)。	1日の場合は原則倍額以内
10	医師等謝金②	回(半日)	10,000	臨床検査技師	日(乙)・月(乙)	1日の場合は原則倍額以内
11	医師等謝金③	回(半日)	5,000	看護婦・保健婦等	〃	1日の場合は原則倍額以内
12	原稿謝金(日本語)	枚	1,500	400字	報酬	
13	原稿謝金(外国語)	枚	3,000	300語	〃	
14	原稿校閲謝金(日本語)	枚	800	400字	〃	
15	原稿校閲謝金(外国語)	枚	2,100	300語	〃	
16	表彰状揮毫謝金	枚	1,000	名誉教授・永年勤続(名前・日付等)	日(乙)他に所得がある場合、日(丙)2ヶ月以内、月(乙)3ヶ月以上	
17	卒業証書揮毫謝金	枚	300	学位記を含む。	〃	
18	立看板等揮毫謝金①	枚	2,000	2,100×690mm程度	〃	
19	立看板等揮毫謝金②	枚	3,000	3,000×700mm程度	〃	
20	立看板等揮毫謝金③	枚	4,000	4,000×1,000mm程度	〃	
21	同時通訳謝金①	日	56,000	英語	源泉徴収必要なし。	学生依頼はチューター等謝金に準ずる。
22	同時通訳謝金②	日	63,000	英語以外の外国語	源泉徴収必要なし。	学生依頼はチューター等謝金に準ずる。
23	逐次通訳謝金①	時間	5,800	英語	源泉徴収必要なし。	学生依頼はチューター等謝金に準ずる。
24	逐次通訳謝金②	時間	5,800	英語以外の外国語	源泉徴収必要なし。	学生依頼はチューター等謝金に準ずる。
25	翻訳謝金①	枚	3,200	和文英訳(和文400字)	報酬	
26	翻訳謝金②	枚	2,200	英文和訳(英文300語)	〃	
27	チューター等謝金	時間	1,000		日(乙)他に所得がある場合、日(丙)2ヶ月以内、月(乙)3ヶ月以上	
28	現場実習等委託謝金			※別表3による。	個人への支払でないため、所得税は徴収しない。	
29	ホームステイ協力謝金			※別表2による。	日(乙)他に所得がある場合、日(丙)2ヶ月以内、月(乙)3ヶ月以上	
30	教育実習協力校謝金			※別表3による。	個人への支払でないため、所得税は徴収しない。	

◎ 本学における、平成16年度謝金の単価を上記のとおりとする。ただし本表は、標準的な額を示したものであるが、執行にあたっては、予算額、事業内容を勘案し、年間を通じて統一単価で実施すること。また、本表により難しい場合は、財務部長と協議の上、取り扱うものとする。

◎ 一般講演謝金、指導講師謝金及び医師等謝金で本学教職員に依頼する場合は、原則として半額とする。

◎ 税額について

※ 非居住者(外国に居住している者)の日本国内での人的役務の提供 20%の所得税

※ (講演講師、就職説明会講師、教育・研究指導助言等)の用務で報酬として謝金と旅費の両方を支出する場合は、旅費にも10%の所得税がかかるので、必ず、旅行命令(依頼)伺の右下に朱書きで「謝金有」と記入すること。

※ 税額表区分欄の日(乙)は「日額表乙欄」、日(丙)は「日額表丙欄」、月(乙)は「月額表乙欄」、報酬は報酬・料金の適用を表す。

なお、上記区分の適用は、日本法令の「平成14年度版源泉徴収税額表とその見方」より算出する。